

令和8年度 瀬戸市立掛川小学校 いじめ防止基本方針(案)

1 いじめ防止についての基本的な考え方

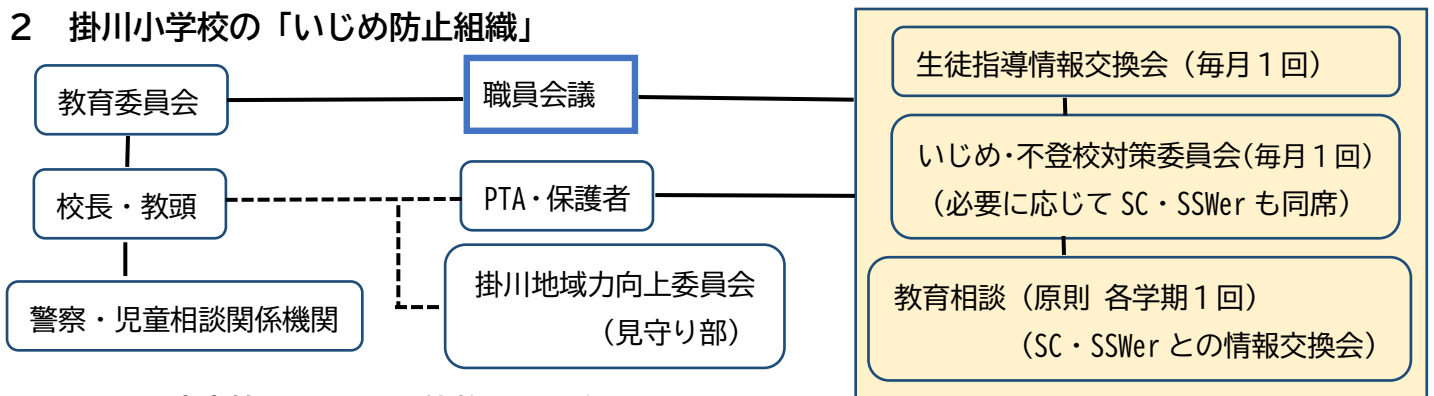
〔掛川小学校：いじめの定義〕

児童に対して、他の在校児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」より抜粋して改変）

- いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを児童に知らせ、絶対にいじめをしない、させないという気持ちを育てます。
- すべての児童が、いじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組みます。

2 掛川小学校の「いじめ防止組織」



3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

- 日頃から児童が「自己有用感」をもてる指導を心がけます。
 - ・ 「あったか言葉」を使った会話ができる児童を育てます。
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感が味わえるようにします。
 - ・ ほめる指導を基本にして、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価します。
 - ・ 校内各委員会と連携して、児童が互いの良いところを認め合える指導を行います。
 - ・ 教師は児童に対して不適切な認識や言動をしません。また、児童間における差別やからかいの言動を見逃しません。
- 日頃から児童の「変化に対する気づき」ができるよう心がけます。
 - ・ 児童の表情や行動、発せられる言葉を観察できる場所に居よう心がけます。また、些細な異変を見逃さず確認の行動をとります。
 - ・ いじめに関するアンケートを実施、また、原則学期に一回の「教育相談」を行い、一人一人の児童と担任による心の相談活動により、児童の悩みの早期発見と早期解決に努めます。
 - ・ 原則として月に1回「生徒指導情報交換会」を開催し、児童の様子やその後の指導等の協議をします。（「いじめ不登校対策委員会」と同時開催します。）
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、外部講師との評価活動の場を設定し、児童の情報収集がより細かくできるように努めます。
 - ・ 学級集団アセスメントアンケート（「Q-U」）を活用し、結果についての検証をします。その後、担任を中心に学級集団理解とより成熟した集団を目指した具体的方策を講じるように努めます。
- 常に「授業改善」に取り組みます。
 - ・ 規律のある授業、分かる授業を常にめざします。
 - ・ 個々の学力の獲得だけでなく、人間関係や協働の大切さを味わえる指導にも心がけます。
 - ・ 道徳教育を重視し、情報教育の場では「ネットモラル」を盛り込んだ指導を行います。

- 学校教育目標の具現化を率先して推し進めます。
 - ・ いじめ早期発見及び解決のため、日頃から保護者や地域住民との連携を保ち、深める努力をします。
 - ・ 地域や保護者に対しては、「どの子も我が子」の観点から、「いけないことはいけない」と言っていただけの環境作りのための情宣活動を行います。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の周知と、教職員の共通理解をはかります。

4 いじめが発見された場合の対応

- 早期対応を行います。
 - ・ いじめを発見したときやいじめの相談を受けたときは、校長の指揮の下、組織全体で速やかに対応します。まず被害者児童と加害者児童から別々に、5W1Hに基づき、正確かつ具体的に事実確認をします。
 - ・ 事実確認に基づいて、いじめ・不登校対策委員会を開きます。被害児童を守るとともに、加害児童への具体的な指導方法、双方保護者への報告方法などの方針を立てます。
 - ・ プライバシーに関わる内容や教育的配慮事項の確認を行い、被害児童とその保護者に寄り添った指導・報告方針となるようにします。
- 早期解決をめざした手立てを講じます。
 - ・ いじめ・不登校対策委員会で話し合われた方針に従って指導を行い、事実を正確に保護者に報告し、理解・協力を得ます。
 - ・ ネットいじめの場合、すぐにサイト運営者（管理者）へ連絡し、記事の削除要請を行います。
 - ・ 場合によっては、警察等の関係機関と「相談」を行うなどの連携をはかります。
- 事後の支援について
 - ・ いじめは繰り返すという危機感を持ち、常に観察を怠らないようにするとともに、定期的に被害児童や保護者からその後の様子を聞き、情報交換会で報告します。
 - ・ 当該児童だけでなく、全校児童に対して、それぞれが「自分の問題」としてとらえることができるよう、集会などで呼びかけます。
 - ・ 「いじめ不登校対策委員会」を開催し、指導の点検及び評価を行います。（「生徒指導情報交換会」と同時開催します。）

5 重大事態への対応について

瀬戸市教育委員会より

- 重大事態が生じた場合は、その情報を速やかに瀬戸市教育委員会に報告する。その後、教育委員会の指示を受けて、その指導のもと適切に対応します。

6 その他

- ・ 毎月の月初めに前月の「いじめの報告書」を市教育委員会へ提出します。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」を開き、いじめ防止対策に関する自己評価の結果を受けて、検証し、改善策の検討（PDCA サイクルによる検証）をします。
- ・ 教師は「いじめ・不登校」に関する研修に積極的に参加し、予防・発見・指導についての力量向上に努めます。
- ・ 学校行事・通信・ホームページを通じて、家庭や地域との連携や協働に役立てます。

わたしもあなたも大切な存在 誰もが大切な存在
～ 認め合い 支え合える 学びの場をめざして ～

* 将来の自立に向けて、一人一人の子どもがいのち・心・体を大切にする学びを保障する。